

○飯塚市立図書館資料の複写に関する取扱要綱

平成22年3月10日

飯塚市教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市立図書館条例施行規則(平成18年飯塚市教育委員会規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、規則第6条第1項に規定する資料の複写について、必要な事項を定めるものとする。

(対象資料)

第2条 複写できる資料は、公表された著作物で図書館が所蔵する資料(相互貸借により他の公共図書館等(国立国会図書館を含む。)から借受けた資料のうち複写サービスに供することが許諾されている資料を含む。以下同じ。)とする。

(複写の範囲)

第3条 複写できる範囲は、原則として著作物の2分の1以下とする。ただし、地図については、次のとおりとする。

- (1) 一図葉の地図は、その2分の1以下とする。ただし、国土地理院発行の一図葉の地図は、その全部
- (2) 地図集は、収録された個々の地図の2分の1以下(ゼンリン地図については、見開き2ページの2分の1以下)とする。

2 次に掲げる資料は、複写することができない。

- (1) 新聞及び雑誌の最新号(次号が配架されたときは、この限りでない。)
- (2) 楽譜
- (3) 音楽CD等の歌詞カード
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が複写することが適切でないと認めるもの  
(著作権法の遵守)

第4条 資料の複写に当たっては、著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第1号の規定を遵守しなければならない。

(複写の申込み)

第5条 規則第6条第1項の職員への依頼は、複写申請書に必要事項を記載し、職員に提出して行うものとする。

(補則)

第6条 この告示に用いる書類の様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。